

判決年月日	平成 1 6 年 3 月 3 1 日	担当部	東京高等裁判所 知的財産第 2 部 (旧 第 1 3 民事部)
事 件 番 号	平成 1 4 年 (ネ) 5 7 1 8 号		
○流通用ハンガーに付された「 J S 」及び「 R K 」の表示の商品表示性及び周知性を否定した事例			

1 審原告は、自社製品の流通用ハンガーに付された「 J S 」及び「 R K 」の表示が、1 審原告の業務に係る商品であることを表示する商品表示として周知であるとして、不正競争防止法 2 条 1 項 1 号に基づき、1 審被告らに対し、本件各表示の使用差止め、ハンガーに付された本件各表示の抹消及び損害賠償を求めた。

原判決は、「 J S 」及び「 R K 」の表示の商品表示性及び周知性を肯定した上、本件各表示の一部について不正競争の成立を肯定し、1 審原告の請求を一部認容したところ、双方が控訴。

本判決は、「 J S 」及び「 R K 」の表示の商品表示性及び周知性を否定し、1 審原告の請求を全部棄却した。